

告示

埼玉県告示第四百六十四号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十九年四月十四日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号		枚数	用途	有効期間
	一八ㇿ	09D003688	5	三	農業

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称
埼玉県児玉郡美里町大字甘粕十一五
埼玉ひびきの農業協同組合 美里スタンド

免税証を交付した事務所
熊谷県税事務所

亡失年月日
平成二十九年三月二十二日